

## 国民の口腔の健康を守るため 歯科医療費の総枠拡大と歯科技工取引のルール確立を

私たちは、2022年10月29日、日本の歯科医療を支える歯科技工士の窮状を打開するため、「歯科技工問題を考えるシンポジウム」を開催しました。

小規模歯科技工所での厳しい経営や労働の実態、歯科技工士を志す若者の減少と養成学校の閉校、歯科技工士に適正な歯科技工料を支払うに支払えない歯科医療機関の経営の実情など、歯科技工を取り巻く様々な課題を交流し、その解決に向けた議論を深めました。

歯科技工問題の根源には、そもそも歯科医療費があまりにも低く、歯科医療機関と歯科技工所の経営がともに成り立つ水準にないという問題があります。歯科医療費の総枠を拡大し、診療報酬をとりわけ補綴関連の技術料を抜本的に引き上げることが必要です。

同時に、診療報酬で評価される「製作技工料」が適正に歯科技工士に手渡る、取引ルールの確立が不可欠です。1988年、当時の厚生省は「7：3」大臣告示を示し、診療報酬における「製作管理料」と「製作技工料」の割合を示しました。しかし、これは市場取引を縛るものではないとして実効性を持たされませんでした。

歯科医療機関と歯科技工所との委託取引は、自由な市場取引ではありますが、その前提には公定価格である診療報酬制度があります。低歯科技工料の問題は、診療報酬の適正な配分という問題であり、そのルールを整備することは、国の当然の責任です。

また、超高齢社会において、歯冠修復・欠損補綴治療はますます重要になります。国は、すべての国民が必要な歯科治療を受けられるよう、自由診療として普及している技術や材料は正統な評価で速やかに保険導入するとともに、窓口負担の軽減を図り、国民の健康権保障の責任を果たすべきです。

私たちは、以下の項目の実現を強く政府・厚労省に要望し、患者・国民とともにさらに運動を進めます。

- 一、歯科医療費の総枠を拡大し、歯科医療機関と歯科技工所の経営が成り立つ診療報酬の抜本引き上げを行うこと。
- 一、診療報酬における「製作技工料」が、歯科技工士に配分される実効的なルールを国の責任で確立・徹底すること。
- 一、歯科技工物の保険点数決定は、市場実勢価格だけでなく、歯科技工士の労働を含めた製作コストを反映する仕組みとすること。
- 一、国として歯科技工士養成機関の存続のための支援を行い、世代交代と技術継承が円滑に行われるようにすること。
- 一、すべての国民が必要な歯科治療を受けられるよう、保険適用範囲を拡大し、患者窓口負担を軽減すること。

2022年10月29日

「歯科技工問題を考えるシンポジウム」参加者一同